証券コード 4362
2025年6月6日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町２丁目４番９号
日 本 精 化 株 式 会 社
取締役社長　矢野　浩史

第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第157回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトhttps://www.nipponseika.co.jp/

上記ウェブサイトにアクセスの上、「IR 情報」、「株主総会」の順に選択して、ご確認ください。
電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。
以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「日本精化」又は証券「コード」に「4362」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って、2025年６月23日（月曜日）午後５時40分までに、インターネット等で議決権をご行使いただくか、同封の議決権行使書を到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2025年６月24日（火曜日）午前10時
2．場　　所　大阪市中央区備後町２丁目５番８号
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館７階

3．目的事項
報告事項
1．第157期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第157期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
＜会社提案＞
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
＜株主提案＞
第４号議案　自己株式取得の件
第５号議案　社外取締役の員数に関する定款変更の件
第６号議案　譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

4．招集にあたっての決定事項
1．書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成の意思表示、株主提案については反対の意思表示があったものとしてお取扱い致します。
2．インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

以　上

◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①事業報告書の「会社の体制及び方針」「業務の適正を確保する為の体制の運用」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
なお、監査役及び会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、先述のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎**本株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**
◎株主優待に防災品を加えております。震災が起こった場合には被災地への供給が優先されますので、株主優待の発送が遅延する場合がございますがご了承ください。
◎大阪・関西万博の開催に伴い地下鉄中央線・御堂筋線の混雑が予想されますので余裕をもってご来場ください。

【お体が不自由または障がいのある株主様へ】
お体が不自由または障がいのある株主様は、ご同伴者様との同席が可能です。
また、車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合は、事前に連絡をお願い申し上げます。

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/4362/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年６月24日（火曜日）
午前10時

インターネット等で議決権
を行使される場合

７ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月23日（月曜日）
午後５時40分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年６月23日（月曜日）
午後５時40分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法は次のページをご参照ください

■議決権行使書の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・株主提案にすべて反対の場合のものです。

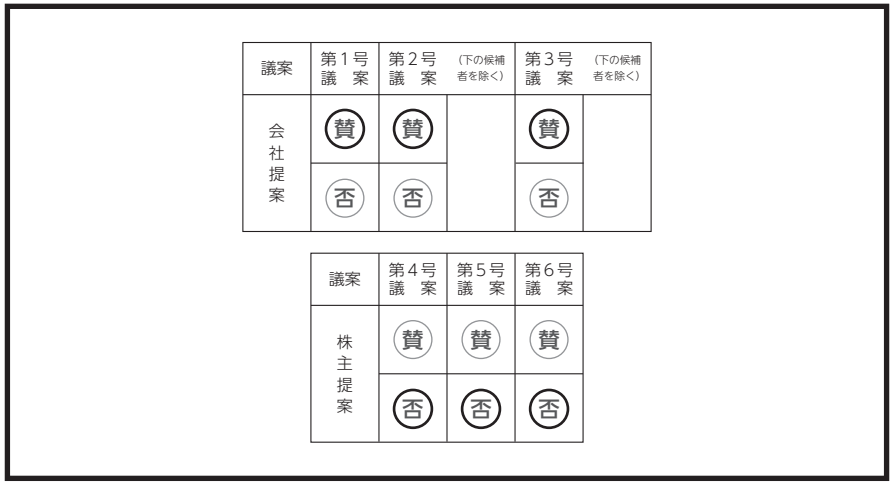

議案	第1号議案	第2号議案	(下の候補者を除く)	第3号議案	(下の候補者を除く)
会社提案	賛	賛		賛	
	否	否		否	

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	賛	賛	賛
	否	否	否

第１号議案から第３号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第４号議案から第６号議案は一部の株主様からのご提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。ご賛同いただける場合、株主提案には「否」の○印をご表示ください。

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱い致します。

書面による議決権行使のご案内

行使期限　2025年６月23日（月）午後５時40分到着分まで

本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

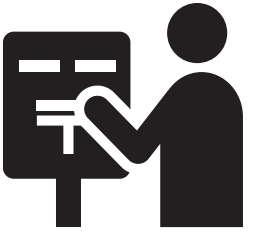

第４号議案から第６号議案までは、一部の株主様からのご提案です。
当社取締役会としては、本議案に反対しております。

議決権行使書用紙の記入例は、下記の通りです。
インターネット等により議決権を行使いただく場合も、記入例をご参照の上、賛否をご入力ください。

■記入方法のご案内

議決権行使書用紙はイメージです。

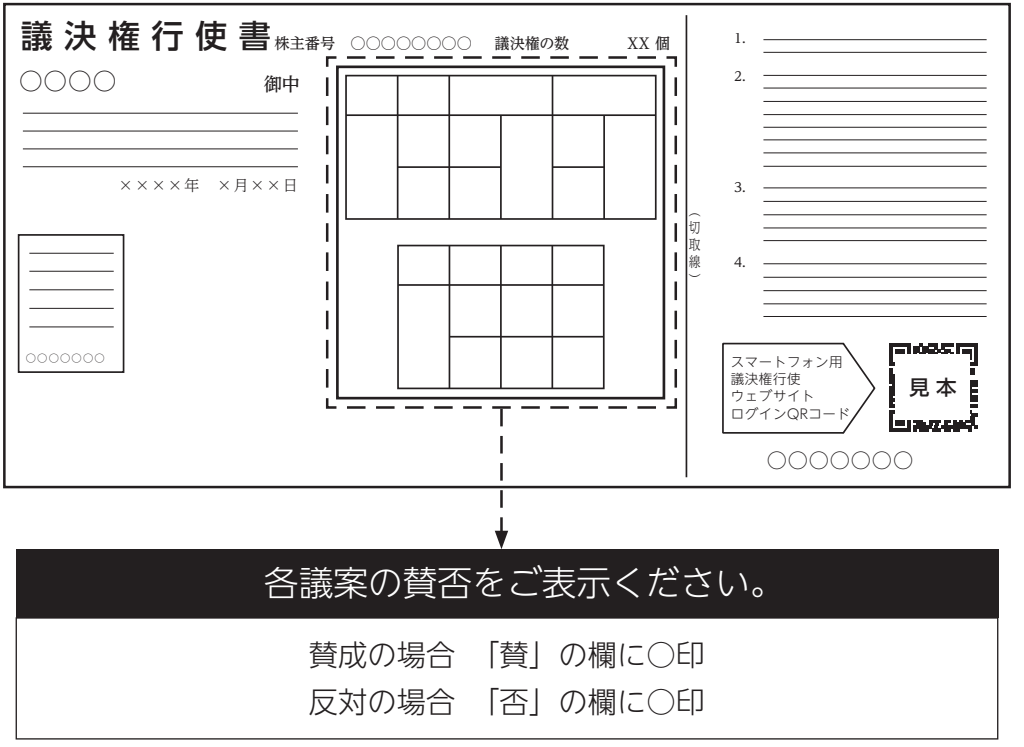

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合　「賛」の欄に○印
反対の場合　「否」の欄に○印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

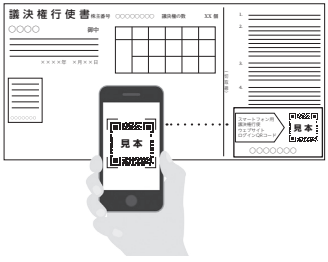

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

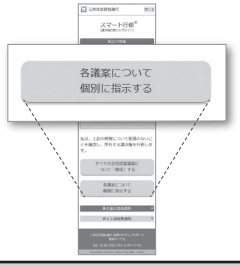

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

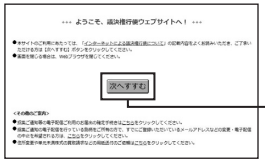

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

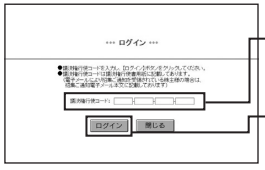

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

① 概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を支えに、年度後半では米国の関税引き上げへの警戒感はあったものの、企業の設備投資は堅調に推移しております。また、雇用・所得環境も改善傾向が継続しており、景気は緩やかな回復が続いております。一方、海外経済は、今後、米国の関税引き上げにより米国・中国経済の悪化が景気の下押し圧力となる影響が懸念されます。また、未だに収束の道筋が見えないロシアのウクライナ侵攻や中東紛争などの地政学リスクもあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境のなかで、当社グループは経営基盤の更なる強化に取り組むとともに、収益拡大への貢献が期待できる品目への選択と集中を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は356億６千３百万円（前期比6.4％増）となりました。また、利益面は営業利益48億９千５百万円（同16.6％増）、経常利益52億１千万円（同17.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億７千万円（同16.3％増）となりました。

② 部門別の状況

部　　門	当期（連結）		前期（連結）		前期比増減	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
機能性製品	28,443	79.8	26,195	78.1	2,247	8.6
環境衛生製品	6,993	19.6	7,083	21.1	△89	△1.3
そ　の　他	226	0.6	252	0.8	△26	△10.5
合　　計	35,663	100.0	33,531	100.0	2,131	6.4

（機能性製品部門）

ビューティケア分野では、化粧品用機能性油剤は、サステナブル対応により海外向け販売が大幅に増加し、国内向け販売も堅調に推移しました。一方で、化粧品用リン脂質素材や生理活性物質の販売が減少しましたが、分野全体としては増収となりました。ヘルスケア分野では、医薬品用リン脂質について、ギリアド・サイエンシズ社向けは計画通り進捗しました。また、他海外顧客向け医薬品用高純度リン脂質の販売が増加しました。一方で、子会社の薬理・安全性試験の受注が減少しましたが、分野全体としては増収となりました。ファインケミカル分野では、工業用ウールグリース誘導体は、第3四半期に在庫調整が完了し、販売価格の是正などもあり、対前年で増収となりました。一方で、コーティング剤の海外向け販売は減少となりましたが、分野全体では増収となりました。この結果、当部門の売上高は284億４千３百万円（前期比8.6%増）となりました。

（環境衛生製品部門）

販売価格の改定などに取り組んだ結果、当部門の売上高は69億９千３百万円（前期比1.3%減）となりました。

（その他の部門）

その他の部門の売上高は２億２千６百万円（前期比10.5%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、24億6千6百万円（前期比38.7%増）でその主なものは事務厚生棟新設、設備の増強投資並びに設備の維持投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金につきましては、自己資金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第14次中期経営計画　２年目の総括

①経営方針

当社は、普遍的なミッションである「経営理念」、現在の存在意義を明確にした「パーパス」、2030年という未来における当社のありたい姿を表現した「NFC VISION 2030」、これらを経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる基本方針と位置付けています。また、基本的な価値観や倫理観を共有し、これを業務に反映させていく為に「社員行動指針」と「倫理綱領」を制定しています。

このように、「経営理念」を最上位の価値観、倫理観として、現在、何をするべきなのかを「パーパス」で、2030年という未来に向けたありたい姿を「NFC VISION 2030」で表現し、第14次中期経営計画（2023－2026年度）の達成に向けて取り組んでおります。

②定量目標の達成状況と今後の見通し

	第13次中期経営計画		第14次中期経営計画				
	2018年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
	実績	実績	実績	実績	予想	当初目標	見直し(＊)
売上高（億円）	280.8	368.4	335.3	356.6	342.0	410.0	380.0
営業利益（億円）	32.0	50.6	42.0	49.0	50.0	57.0	58.0
EBITDA（億円）	43.1	60.1	55.0	62.5	64.9	77.9	75.1
ROIC	6.1%	7.9%	6.3%	7.1%	7.2%	8.0%	8.0%
設備投資	５年間で109億円		17.7億円	24.7億円	58.0億円	4年間で120億円	4年間で160億円
売上高研究開発費比率	2.4%	2.4%	2.7%	2.7%	2.9%	2.7%	2.7%

＊中期経営計画の見直し後数値（2025年４月30日公表）

第14次中期経営計画２年度（2024年度）は、売上高356.６億円、営業利益49億円、償却前営業利益（EBITDA）62.5億円、投下資本利益率（ROIC）は7.1％となりました。設備投資額は、２年度は24.7億円となりました。売上高研究開発費比率は2.7％となりました。

③各事業セグメント毎の達成状況　　単位：億円

		2023年度実績			2024年度予想（2024年10月30日公表）			2024年度実績		
		売上高	営業利益	EBITDA	売上高	営業利益	EBITDA	売上高	営業利益	EBITDA
機能性製品		262.0	36.0	48.1	289.4	41.8	54.4	284.4	43.1	55.8
	ビューティケア	79.4	21.9	24.4	92.0	24.6	27.7	89.4	24.2	27.3
	ヘルスケア	58.3	4.5	11.9	59.4	8.0	15.7	60.5	10.2	17.9
	ファインケミカル	52.0	6.4	8.4	58.0	5.5	7.2	56.1	5.1	7.0
	トレーディング	72.3	3.2	3.3	80.0	3.7	3.8	78.4	3.6	3.7
環境衛生製品（ハイジーン）		70.8	4.9	5.4	74.2	6.0	6.6	69.9	5.2	5.8
その他		2.5	1.1	1.4	2.4	0.7	1.0	2.3	0.6	0.9
連結合計		335.3	42.0	55.0	366.0	48.5	62.1	356.6	49.0	62.5

（機能性製品部門）
-ビューティケア分野-
化粧品原料（「化粧品用リン脂質素材」、「化粧品用機能性油剤」、「生理活性物質」）をグローバルで展開しています。持続可能なパーム油の為の円卓会議認証制度を受けたRSPO製品や、遺伝子組換え作物を使用しないNon-GMO製品、自然由来指数ISO16128を高めたサステナブル製品開発と拡販に注力した結果、海外顧客への販売が大幅に増加しました。一方で、化粧用リン脂質素材と生理活性物質の需要が減少しました。
-ヘルスケア分野-
医薬品用リン脂質では、ギリアド・サイエンシズ社向けは計画通りに進捗しました。また、他海外顧客向け医薬品用高純度リン脂質の販売が増加しました。一方で、子会社の薬理・安全性試験の受注が減少しました。
-ファインケミカル分野-
工業用ウールグリース誘導体では、海外向けコレステロールの在庫調整を第３四半期に完了し、販売価格の是正などもあり、収益性が改善しましたが、コーティング剤では、海外向け販売が減少しました。一方で、過去から収益を下支えしてきた品目の採算性を見直す「選択と集中」には目途が立ち、ペロブスカイト型太陽電池用素材は社会実装に向けて量産化を目指す生産スケールアップ検討を進めました。

（環境衛生製品部門）
-ハイジーン分野-
　感染症対策商品では、季節性インフルエンザなど感染症の流行はありましたが、コロナ禍後の消費者意識の変化もあり販売が伸び悩みました。また、物流費の上昇、原材料価格の高止まりなどもあり、厳しい事業環境が続く中、原価低減や販売価格の改定などに取り組みました。

④資本政策と株主還元

	第13次中期経営計画期間			第14次中期経営計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
	実績	実績	実績	実績	実績	予想	当初目標	見直し(＊)
DOE（%）	2.1	3.0	3.0	3.5	3.5	4.3(目安)	3.5(目安)	4.3(目安)
1株当たり配当額	35円	54円	57円	70円	74円	94円	80円	100円
総還元性向（%）	30	45	79	77	43	－	平均50%以上	
政策保有株式比率（%）	28	24	25	24	21	－	17%以下	

＊中期経営計画の見直し後数値（2025年４月30日公表）

■2024年度　政策保有株式売却実績　　4.5億円
■配当総額　　16.6億円
■自社株式取得実績なし
■配当9期連続増配見通し

※DOE　　：連結純資産配当率（年間配当総額÷連結純資産、若しくは配当性向×ROE）
　総還元性向　　：（配当総額＋自己株式取得額）÷親会社株主に帰属する当期純利益
　政策保有株式比率：「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の「貸借対照表計上額の合計額」が連結純資産に占める比率

第14次中期経営計画　3年目（2025年度）の概要

①基本方針

長期ビジョン「NFC VISION2030」で描いた2030年度のありたい姿の達成に向け、2025年度は「成長基盤強化」、「サステナビリティ」、「ガバナンス強化」の3つを事業活動の基本方針とします。

②事業活動の方針

各セグメント毎の活動方針は以下の通りです。

（機能性製品部門）

-ビューティケア分野-

欧米ブランドによるサステナブル素材の需要拡大や今後の化粧品人口の増加によるグローバル市場の拡大を見据え、海外顧客へのマーケティング活動を強化いたします。戦略品目である機能性油剤や化粧品用リン脂質を中心に、グローバル市場への販売拡大に努めます。さらに、昨年に開設した「The Design & Creation Lab.」では、顧客、同業他社等とのオープンイノベーション活動を推進し、テーマの獲得と売上拡大に繋げます。サステナブル対応はこれまで通り注力し、新たな基準にも積極的に対応する組織づくりを推進してまいります。

-ヘルスケア分野-

医薬品用リン脂質は、ギリアド・サイエンシズ社向けの安定供給体制を維持しつつ、医薬品用高純度リン脂質、リポソーム、リピッドナノパーティクルなど製剤化技術での差別化で顧客を獲得していきます。また、新プラントへの生産集約によりコスト競争力強化を図ります。さらに、湘南ラボを中心に、大学、国内外の企業とのオープンイノベーションを行うことで、新たな価値を届け続けるための活動を推進いたします。

-ファインケミカル分野-

戦略品目であるペロブスカイト型太陽電池用素材については、今後の社会実装を見据えた研究開発と量産化技術の確立に注力いたします。また、次世代のコア事業の育成にも取り組んでまいります。サステナブル社会に貢献できるテーマを見定めて、その用途拡大を推進してまいります。

（環境衛生製品部門）

-ハイジーン分野-

濃縮タイプ等のサステナブル製品開発の加速と日本精化グループの相互資源を活用したシナジー強化に注力致します。また、成長が見込まれる病院・介護施設向け製品での顧客獲得やフードビジネス分野での差別化製品の拡販による顧客獲得を目指します。

③経営目標数値

	2023年度	2024年度	2025年度	
	実績	実績	予想	前年比増減率
売上高（億円）	335.3	356.6	342.0	△4.1%
営業利益（億円）	42.0	49.0	50.0	2.1%
営業利益率（%）	12.5	13.7	14.6	−
EBITDA（億円）	55.0	62.5	64.9	3.8%
EBITDAマージン（%）	16.4	17.5	19.0	−
経常利益（億円）	44.5	52.1	52.0	△0.2%
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	33.3	38.7	40.0	3.3%
1株当たり当期純利益（円）	146.4	172.1	177.8	−

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	33,448	36,838	33,531	35,663
経常利益 (百万円)	5,127	5,389	4,452	5,210
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,472	4,079	3,327	3,870
1株当たり当期純利益 (円)	146.32	174.42	146.40	172.06
総資産 (百万円)	54,807	56,672	59,450	59,796
純資産 (百万円)	44,560	46,101	47,559	49,069
1株当たり純資産 (円)	1,851.84	1,984.58	2,074.07	2,140.58

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	2021年度 (第154期)	2022年度 (第155期)	2023年度 (第156期)	2024年度 (当期)
売上高 (百万円)	15,660	17,463	17,149	19,238
経常利益 (百万円)	3,922	4,183	3,585	4,490
当期純利益 (百万円)	2,977	3,370	2,943	3,597
1株当たり当期純利益 (円)	125.46	144.08	129.49	159.92
総資産 (百万円)	46,966	48,682	51,712	51,584
純資産 (百万円)	34,860	35,731	36,461	37,773
1株当たり純資産 (円)	1,476.16	1,566.52	1,621.16	1,678.90
自己資本比率 (%)	74.22	73.40	70.51	73.23

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
日精バイリス株式会社	45,000千円	100.0%	化学品の販売 薬理・安全性試験の受託 不動産の賃貸
株式会社アルボース	213,578千円	100.0%	業務用石けん・洗剤の製造販売
オレオトレード・インターナショナル株式会社	10,000千円	90.0%	植物性油脂輸入販売
日精プラステック株式会社	120,000千円	100.0%	合成樹脂製品及び住宅資材販売
四川日普精化有限公司	11,385千ＵＳﾄﾞﾙ	76.3%	脂肪酸アマイド及び機能性コーティング剤の製造販売
日隆精化國際股份有限公司	20,000千新台湾ﾄﾞﾙ	75.0%	工業用製品の販売

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は機能性製品、環境衛生製品、その他であり、各事業の主要な品目は下記の通りであります。

部　門	主　要　品　目
機能性製品	化粧品用原料、ウールグリース誘導体、リン脂質、機能性コーティング剤、樹脂添加剤、植物性油脂、合成樹脂製品、薬理・安全性試験の受託
環境衛生製品	業務用洗剤、薬用石けん液、除菌・殺菌剤
その他	不動産の賃貸

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

名　　称	所 在 地
本　　社	大阪府大阪市中央区
東 京 支 店	東京都中央区
高 砂 工 場	兵庫県高砂市
加 古 川 東 工 場	兵庫県加古川市
研 究 所	兵庫県高砂市

② 子会社の主要な営業所及び工場

名　　称	所 在 地
日精バイリス株式会社	大阪府大阪市中央区
株式会社アルボース	大阪府大阪市中央区
オレオトレード・インターナショナル株式会社	東京都中央区
日精プラステック株式会社	東京都中央区
四川日普精化有限公司	中国四川省綿陽市
日隆精化國際股份有限公司	台湾新北市

(9) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
719名	ー名

(注) 上記には嘱託、臨時使用人を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　38,413,600株

(2) 発行済株式の総数　22,498,766株（自己株式　2,873,681株を除く。）

(3) 株主数　3,658名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
太陽鉱工株式会社	3,833	17.04
日本精化企業持株会	2,251	10.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,604	7.13
日油株式会社	1,039	4.62
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,000	4.44
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	848	3.77
日本精化従業員持株会	597	2.66
双日株式会社	540	2.40
小野薬品工業株式会社	394	1.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	377	1.68

（注）当社は、自己株式2,873千株を保有しておりますが、上記には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	5,700株	3名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
矢野　浩史	代表取締役執行役員社長	
川林　正信	取締役常務執行役員 グループ生産統括	
大橋　幸浩	取締役常務執行役員 グループ研究開発統括兼研究開発本部長	
太田　　進	取締役	株式会社ワイエムシィ　社外監査役
松若 恵理子	取締役	株式会社Stand by C Woman　代表取締役社長 ダイナパック株式会社　社外取締役監査等委員
堀江　　清	監査役（常勤）	
三築　正典	監査役（常勤）	
益田　哲生	監査役	中之島中央法律事務所　代表パートナー
鈴木　一史	監査役	太陽鉱工株式会社　代表取締役社長 東邦金属株式会社　社外取締役 株式会社ニチリン　社外取締役

(注) 1．当社は、経営における透明性と意思決定の迅速性を高める為、2003年６月24日より、「執行役員制」を導入しております。
2．取締役 太田進氏及び松若恵理子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3．社外取締役 太田進氏及び松若恵理子氏、社外監査役 益田哲生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4．監査役 益田哲生氏及び鈴木一史氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
5．社外監査役 益田哲生氏は、弁護士の資格を有しており、会社法に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．社外監査役 益田哲生氏は、江崎グリコ株式会社の社外取締役でありましたが、2025年3月25日付で退任致しました。
7．社外監査役 鈴木一史氏は、過去に経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．2024年６月26日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって、松若恵理子氏は新たに取締役に選任され就任致しました。
9．松若恵理子氏の戸籍上の氏名は松本恵理子であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2022年4月28日開催の取締役会にて決議致しました。

取締役（社外取締役を除く。）報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬により構成されており、その報酬構成比率は業績を100%達成の場合、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝55：35：10とします。なお、社外取締役は、基本報酬のみとします。
また、監査役は固定報酬のみとし、その報酬額等については監査役の協議で決定します。

基本報酬は、月額の固定報酬とし、役職毎に社内規程に基づき決定のうえ、毎月支給しております。

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高める為、評価指標を反映した現金報酬として年に1回、株主総会後に社内規定に基づき支給しております。評価指標は、経営上の重要指標である連結EBITDA及び連結純利益の目標値に対する達成度合及び前年度実績に対する成長率、連結純資産配当率（DOE）の実績値、管掌部門の業績及びESG目標の進捗度合など総合的な会社貢献に関する評価をもとに算出します。

なお、当該年度の実績は、連結EBITDAは6,253百万円、連結純利益は3,870百万円、DOEは3.5%です。

株式報酬は、譲渡制限付株式を利用し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。なお、譲渡制限期間は取締役退任日までとしております。

当社では、取締役会の諮問を受けて、独立社外取締役を委員の過半数とする指名報酬委員会にて取締役の報酬に係る社内規程及び報酬等の額に関して十分な審議を行い、その内容を取締役会に答申しています。取締役会は、指名報酬委員会からの答申を踏まえて審議を行い、決定しています。以上の点から、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬については、2022年6月23日開催の第154回定時株主総会の決議により、年額２億５千万円以内（ただし、使用人部分を有する取締役へ支給する使用人職務分の給与及び賞与は含めません。）としております。

また、上記金銭報酬とは別枠で2022年6月23日開催の第154回定時株主総会の決議により、譲渡制限付株式報酬として社外取締役を除く取締役に対し支給する金銭債権の総額は、年額5千万円以内（ただし、使用人部分を有する取締役へ支給する使用人職務分の給与及び賞与は含めません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内としております。

監査役の報酬については、2022年6月23日開催の第154回定時株主総会の決議により、年額５千万円以内としております。

また、当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は６名（うち社外取締役２名）、監査役は４名（うち社外監査役２名）です。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
	千円	千円	千円	千円	名
取締役 （うち社外取締役）	166,469 (12,000)	94,050 (12,000)	54,345 (―)	18,073 (―)	7 (3)
監査役 （うち社外監査役）	36,360 (8,400)	36,360 (8,400)	― (―)	― (―)	4 (2)
合計 （うち社外役員）	202,829 (20,400)	130,410 (20,400)	54,345 (―)	18,073 (―)	11 (5)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
２．上表には、2024年6月26日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
３．業績連動報酬等に関する事項につきましては、前頁「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項」に記載の通りであります。
４．譲渡制限付株式報酬は当社の株式であり、割当の際の条件等は前頁「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項」に記載の通りであります。また、当事業年度における交付状況は「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　　太田　進

（ア）他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

（イ）他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社ワイエムシィの社外監査役を兼職しております。なお、同社と重要な取引その他の関係はありません。

（ウ）主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

（エ）当期における主な活動状況
企業経営についての豊富な知識と経験に基づき、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただくとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めることを期待しております。
当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、主に出身分野である製造業の経験・見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
また、指名報酬委員会に出席し、適宜意見を述べております。

（オ）当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

② 取締役　　松若　恵理子

（ア）他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社Stand by C Womanの代表取締役社長を兼職しております。なお、同社と重要な取引その他の関係はありません。

（イ）他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
ダイナパック株式会社　社外取締役監査等委員を兼職しております。なお、同社と重要な取引その他の関係はありません。

（ウ）主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
（エ）当期における主な活動状況
公認会計士として企業会計に精通するとともに、企業経営について豊富な知識と経験に基づき、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただくとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めることを期待しております。
2024年６月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会には、10回中10回の全てに出席し、主に出身分野である公認会計士として企業会計に精通するとともに、企業経営の経験・見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
また、指名報酬委員会に出席し、適宜意見を述べております。
（オ）当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

③ 監査役　　益田　哲生
（ア）他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
中之島中央法律事務所の代表パートナーを兼職しております。なお、同事務所と重要な取引その他の関係はありません。
（イ）他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
（ウ）主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
（エ）当期における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、監査役会には、13回中13回に出席し、主に弁護士として独立性・中立性を持った立場から、監視及び助言、提言を行っております。
（オ）当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

④ 監査役　　鈴木　一史

（ア）他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
太陽鉱工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。なお、同社は当社の主要株主であります。

（イ）他の法人等の社外役員等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
東邦金属株式会社の社外取締役及び株式会社ニチリンの社外取締役を兼職しております。なお、両社と重要な取引その他の関係はありません。

（ウ）主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

（エ）当期における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、監査役会には、13回中13回に出席し、主に経営者として培われた豊富な経験や幅広い見識を当社の監査に活かしていただき、取締役の監督及び的確な助言、提言を行っております。

（オ）当社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を填補しております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社（海外子会社を除く。）の取締役及び監査役であり、その保険料は会社が全額負担しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を、各社外取締役及び各監査役との間で締結しております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	39,800千円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	46,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の対応に関する助言指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠について確認し検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬として上記の金額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位　千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**32,213,928**	**流動負債**	**7,416,814**
現金及び預金	12,300,114	支払手形及び買掛金	3,049,348
受取手形及び売掛金	8,221,391	短期借入金	300,000
有価証券	2,000,000	未払金	1,107,412
商品及び製品	3,936,295	未払法人税等	273,417
仕掛品	2,338,767	賞与引当金	691,839
原材料及び貯蔵品	2,977,438	役員賞与引当金	54,345
その他	440,612	環境対策引当金	43,000
貸倒引当金	△691	設備関係未払金	1,307,609
固定資産	**27,582,246**	資産除去債務	18,000
有形固定資産	**15,609,213**	その他	571,841
建物及び構築物	7,759,819	**固定負債**	**3,310,058**
機械装置及び運搬具	2,756,601	長期借入金	800,000
土地	3,719,989	繰延税金負債	2,278,735
建設仮勘定	546,762	退職給付に係る負債	114,044
その他	826,040	長期未払金	4,059
無形固定資産	**656,213**	預り保証金	88,550
投資その他の資産	**11,316,818**	資産除去債務	5,730
投資有価証券	10,871,513	その他	18,937
退職給付に係る資産	154,385	**負債合計**	**10,726,872**
その他	290,920	**(純資産の部)**	
		株主資本	**41,329,762**
		資本金	5,933,221
		資本剰余金	6,882,189
		利益剰余金	32,619,943
		自己株式	△4,105,592
		その他の包括利益累計額	**6,830,746**
		その他有価証券評価差額金	5,919,432
		繰延ヘッジ損益	△2,729
		為替換算調整勘定	869,415
		退職給付に係る調整累計額	44,627
		非支配株主持分	**908,794**
		純資産合計	**49,069,302**
資産合計	**59,796,175**	**負債純資産合計**	**59,796,175**

連結損益計算書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

(単位　千円)

科目		金額	
売上高			**35,663,736**
売上原価			**24,785,016**
売上総利益			**10,878,720**
販売費及び一般管理費			**5,983,336**
営業利益			**4,895,383**
営業外収益			
受取利息		37,078	
受取配当金		314,383	
その他		58,052	**409,514**
営業外費用			
支払利息		4,992	
為替差損		5,356	
減価償却費		60,299	
その他		23,530	**94,178**
経常利益			**5,210,718**
特別利益			
固定資産売却益		54	
投資有価証券売却益		350,408	**350,462**
特別損失			
固定資産売却損		45	
固定資産除却損		137,488	
環境対策引当金繰入額		43,000	**180,534**
税金等調整前当期純利益			**5,380,647**
法人税、住民税及び事業税		1,137,995	
法人税等調整額		274,103	**1,412,099**
当期純利益			**3,968,548**
非支配株主に帰属する当期純利益			**97,588**
親会社株主に帰属する当期純利益			**3,870,959**

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位　千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**23,546,039**	**流動負債**	**11,679,376**
現金及び預金	9,195,409	買掛金	900,186
受取手形	136,929	未払金	728,835
売掛金	4,519,253	未払費用	129,729
有価証券	2,000,000	未払法人税等	80,241
商品及び製品	2,656,918	前受金	48,172
仕掛品	2,086,645	資産除去債務	18,000
原材料及び貯蔵品	2,379,051	預り金	7,846,734
前払費用	126,209	賞与引当金	522,077
その他の流動資産	445,623	役員賞与引当金	54,345
固定資産	**28,038,342**	環境対策引当金	43,000
有形固定資産	**13,123,373**	設備関係未払金	1,304,067
建物	6,473,843	リース債務	3,986
構築物	311,391	**固定負債**	**2,131,707**
機械装置	2,487,259	繰延税金負債	2,117,124
車両運搬具	12,769	預り保証金	1,959
工具器具備品	622,872	リース債務	12,623
土地	2,678,455	**負債合計**	**13,811,084**
リース資産	15,100	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	521,681	**株主資本**	**31,932,232**
無形固定資産	**425,176**	**資本金**	**5,933,221**
借地権	1,977	**資本剰余金**	**6,882,189**
電話加入権	4,257	資本準備金	6,803,362
施設利用権	0	その他資本剰余金	78,827
ソフトウェア	418,941	**利益剰余金**	**23,222,412**
投資その他の資産	**14,489,792**	利益準備金	863,560
投資有価証券	10,636,934	その他利益剰余金	22,358,852
関係会社株式	2,606,132	配当引当積立金	200,000
関係会社出資金	1,046,370	別途積立金	5,010,000
長期前払費用	81,886	繰越利益剰余金	17,148,852
前払年金費用	89,653	**自己株式**	**△4,105,592**
その他の投資等	28,814	**評価・換算差額等**	**5,841,065**
		その他有価証券評価差額金	5,841,065
		純資産合計	**37,773,297**
資産合計	**51,584,381**	**負債純資産合計**	**51,584,381**

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

(単位　千円)

科目	金額	
売上高		**19,238,772**
売上原価		**12,427,644**
売上総利益		**6,811,127**
販売費及び一般管理費		**3,209,116**
営業利益		**3,602,011**
営業外収益		
受取利息	7,401	
受取配当金	929,166	
雑収入	86,891	**1,023,459**
営業外費用		
支払利息	38,298	
為替差損	14,395	
減価償却費	60,299	
雑損失	21,528	**134,521**
経常利益		**4,490,948**
特別利益		
固定資産売却益	54	
投資有価証券売却益	350,408	**350,462**
特別損失		
固定資産除却損	136,870	
環境対策引当金繰入額	43,000	**179,870**
税引前当期純利益		**4,661,541**
法人税、住民税及び事業税	800,574	
法人税等調整額	263,281	**1,063,855**
当期純利益		**3,597,685**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

日本精化株式会社
　　取締役会 御中

有限責任監査法人　トーマツ
大　　阪　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　方　　実

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　美濃部　雄　也

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本精化株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

日本精化株式会社
　　取締役会 御中

有限責任監査法人　トーマツ
大　　阪　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　方　　実

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　美濃部　雄　也

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本精化株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第157期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査に立会うことにより確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

日本精化株式会社　監査役会

常勤監査役　堀江　清　㊞

常勤監査役　三築　正典　㊞

社外監査役　益田　哲生　㊞

社外監査役　鈴木　一史　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題のひとつと考え、１株当たりの連結純利益の増加に努めております。剰余金の配当につきましては、DOE（連結純資産配当率）3.5％を目安とし、配当水準の向上と安定化を目指すことを基本方針としております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、金銭によることとし、１株につき37円（総額832,454,342円）の配当金を当期末における株主様に対してお支払いさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金（１株につき37円）を含めました当期の年間配当金は、１株につき74円となります。

なお、期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）は2025年６月25日（水曜日）であります。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名（うち社外取締役２名）の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、独立社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、手続きの公正性・透明性・客観性を確保する為、独立社外取締役を委員の過半数とする指名報酬委員会において審議しております。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
候補者番号１ 矢野浩史（やのひろし） (1964年６月29日)	1989年４月　当社入社 2006年９月　当社企画室長 2010年６月　当社執行役員 2011年４月　当社経営企画室長 2015年６月　当社取締役 当社精密化学品事業本部長 2017年４月　当社リピッド事業部長 2020年６月　当社代表取締役執行役員社長　現在に至る 2021年10月　当社リピッド事業本部長	44,068株
（選任理由） 矢野浩史氏は、2010年に執行役員就任後、取締役執行役員を経て、2020年から代表取締役執行役員社長に就任し、当社の経営全般の指揮及び監督を通じて当社のガバナンス体制の強化に取り組んでいます。これらの豊富な経験と事業全般に関する高度な見識をもとに、当社の持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。		
候補者番号２ 川林正信（かわばやしまさのぶ） (1955年９月５日)	1974年４月　当社入社 2005年３月　当社高砂工場長 2008年６月　当社執行役員 2008年10月　当社生産技術本部長 2010年６月　当社取締役　現在に至る 2015年６月　当社常務執行役員　現在に至る 2017年６月　当社グループ生産統括　現在に至る 2024年４月　当社プラントエンジニアリング部管掌　現在に至る	36,859株
（選任理由） 川林正信氏は、2008年に執行役員就任後、取締役執行役員を経て、2015年から取締役常務執行役員に就任し、生産技術部門を統括するとともに、取締役として、これまで培った知識や経験を当社の経営全般に反映させてきました。これらの豊富な経験と事業全般に関する高度な見識をもとに、当社の持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。		

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
候補者番号３ 大橋　幸浩（おおはし　ゆきひろ） (1960年７月26日)	2000年９月　当社入社 2005年９月　当社香粧品研究室長 2006年６月　当社香粧品研究開発部長 2008年６月　当社執行役員 2009年４月　当社研究開発本部副本部長 2011年４月　当社香粧品事業本部長 2011年６月　当社取締役　現在に至る 2013年５月　当社研究所長 2021年６月　当社上席執行役員 2023年４月　当社研究開発本部長　現在に至る 2024年６月　当社常務執行役員　現在に至る グループ研究開発統括　現在に至る	70,207株
（選任理由） 大橋幸浩氏は、2008年に執行役員就任後、取締役執行役員、取締役上席執行役員を経て、2024年に取締役常務執行役員に就任し、研究開発部門を統括するとともに、取締役としてこれまで培った知識や経験を当社の経営全般に反映させてきました。これらの豊富な経験と事業全般に関する高度な見識をもとに、当社の持続的な企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。		
候補者番号４ [社外][独立] 太田　進（おおた　すすむ） (1952年10月13日)	1975年４月　東レ株式会社　入社 2006年６月　Toray Industries (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役 兼　Penfibre Sdn. Bhd. 社長 2013年６月　関西ティーイーケィ株式会社（現　東レエンジニアリング西日本株式会社）　代表取締役社長 2015年１月　東レエンジニアリング株式会社　代表取締役社長 2019年６月　同社相談役 2021年６月　当社取締役　現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ワイエムシィ　社外監査役	0株
（選任理由及び期待される役割の概要） 太田進氏は、企業経営について豊富な知識と経験を有しており、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただけるとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めていただくことを期待役割として引き続き社外取締役候補者と致しました。		

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
候補者番号５ [社外][独立] 松若（まつわか）　恵理子（えりこ） (1978年7月25日)	2000年10月　中央青山監査法人（現　PwC Japan有限責任監査法人）入所 2004年４月　公認会計士　登録 2005年11月　日本郵船株式会社　入社 2017年１月　株式会社Stand by C Woman設立　代表取締役社長現在に至る 2020年３月　ダイナパック株式会社　社外取締役監査等委員　現在に至る 2024年６月　当社取締役　現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社Stand by C Woman　代表取締役社長 ダイナパック株式会社　社外取締役監査等委員	0株
（選任理由及び期待される役割の概要） 松若恵理子氏は、公認会計士として企業会計に精通するとともに、企業経営について豊富な知識と経験を有しており、当社の経営について長期的な展望や当社の従前の発想とは異なった視点から適切な意見をいただけるとともに、高い独立性をもって取締役会の監督機能の強化に努めていただくことを期待役割として引き続き社外取締役候補者と致しました。		

(注) １．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者太田進、松若恵理子の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．候補者太田進、松若恵理子の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は引き続き独立役員となる予定です。
４．候補者太田進、松若恵理子の両氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって太田進氏が4年、松若恵理子氏が1年になります。
５．社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される職務を適切に行えるよう、その責任を会社法に定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にする為現行定款において、社外取締役との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。社外取締役候補者である太田進氏及び松若恵理子氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次の通りであります。
① 会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約であります。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと致します。

6．当社は会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を填補しております。
当該保険契約の被保険者は当社及び子会社（海外子会社を除く。）の取締役及び監査役であり、本議案において各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、再任候補者の各氏は引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は2025年11月に更新する予定です。
7. 松若恵理子氏の戸籍上の氏名は、松本恵理子であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役４名のうち三築正典氏、益田哲生氏及び鈴木一史氏の３名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願い致したいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

なお、監査役候補者の指名にあたりましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名報酬委員会において、監査役会の同意した監査役候補者の指名について審議しております。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
候補者番号１ 三築正典（みつきまさのり） (1958年１月20日)	1982年４月　当社入社 2007年６月　当社環境安全・品質保証部長 2017年６月　当社常勤監査役　現在に至る	9,490株
（選任理由） 三築正典氏は、2017年に常勤監査役就任後、当社業務に対する豊富な知識と経験を活かし、現場実査に基づく的確な提言を行うなど、監査の実効性向上に努めてきました。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社のガバナンス強化に活かすことが期待できると判断し、引き続き監査役候補者と致しました。		
候補者番号２ [社外][独立] 益田哲生（ますだてつお） (1945年10月29日)	1970年４月　大阪弁護士会登録 1992年４月　大阪弁護士会副会長 2004年４月　日本弁護士連合会常務理事 2005年４月　大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2007年１月　中之島中央法律事務所代表パートナー　現在に至る 2007年４月　近畿弁護士会連合会理事長 日本弁護士連合会理事 2017年６月　当社監査役　現在に至る （重要な兼職の状況） 中之島中央法律事務所代表パートナー	0株
（選任理由） 益田哲生氏は、弁護士として独立性・中立性を持った立場から取締役の監督及び的確な助言、提言を行っていただいており、これまで培われた豊富な経験と幅広い見識を当社のガバナンス強化に活かしていただくことを期待役割として、引き続き社外監査役候補者と致しました。		

氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
候補者番号３ [社外] すずき　かずふみ 鈴木　一史 (1976年２月11日)	1998年４月　日商岩井株式会社（現　双日株式会社）入社 2013年10月　太陽鉱工株式会社入社 開発部部長 2014年６月　同社取締役開発部長 2015年６月　同社常務取締役営業部長兼東京支店長兼開発部長 2017年６月　同社取締役副社長 2018年６月　同社代表取締役社長　現在に至る 2021年６月　当社監査役　現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鉱工株式会社代表取締役社長 東邦金属株式会社社外取締役 株式会社ニチリン社外取締役	0株
(選任理由) 鈴木一史氏は、経営者としての立場から取締役の監督及び的確な助言、提言を行っていただいており、これまで培われた豊富な経験と幅広い見識を当社のガバナンス強化に活かしていただくことを期待役割として、引き続き社外監査役候補者と致しました。		

(注) １．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者益田哲生、鈴木一史の両氏は、社外監査役候補者であります。
３．候補者益田哲生氏が再任された場合は、東京証券取引所の定める独立役員となる予定です。
４．候補者益田哲生、鈴木一史の両氏の当社における監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、益田哲生氏が8年、鈴木一史氏が４年になります。
５．監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される職務を適切に行えるよう、その責任を会社法に定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため現行定款において、社外監査役との間で、社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。社外監査役候補者である益田哲生氏及び鈴木一史氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、三築正典氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次の通りであります。
① 会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約であります。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと致します。
６．当社は会社法第430 条の3第１項 に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を填補しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社（海外子会社を除く。）の取締役及び監査役であり、本議案において監査役候補者各氏の選任が承認可決された場合には、再任候補者の各氏は引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は2025年11月に更新する予定です。

(ご参考)

取締役・監査役候補者及び監査役のスキル・マトリックス

	氏名	企業経営	サステナビリティ・ESG	製造・研究開発・品質	事業戦略・マーケティング	財務・会計	グローバル	法務・リスクマネジメント
取締役候補者	矢野浩史	○	○		○	○	○	○
	川林正信	○		○			○	
	大橋幸浩		○	○	○			
	太田進	○	○	○	○		○	○
	松若恵理子	○				○		
監査役候補者・監査役	堀江清			○	○		○	
	三築正典		○	○				
	益田哲生		○					○
	鈴木一史	○	○		○	○	○	○

＜株主提案（第４号議案から第６号議案）＞

株主提案に係る各議案については、提案株主様から提出された株主提案書面の該当記載を原文のまま記載したものであります。

第４号議案　自己株式取得の件

（１）議案の要領

会社法第156条第１項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から１年以内に、当社普通株式を、株式総数2,537,000株、取得価額の総額金6,342,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

（２）提案の理由

当社の株価は昨年来低迷しており、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10％を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

第４号議案に対する当社取締役会の意見

（１）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対致します**。

（２）反対の理由

当社は、自己株式の取得は、資本効率及び株主還元の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行の為に有効であると認識しております。直近では、2025年４月30日に開催した取締役会決議に基づき、2025年５月７日～2026年４月28日の期間に20億円を上限とする自己株式の取得を進めております。また、以下の通り株主還元の向上に継続的に取り組んでおります。

株主還元の状況

区　分	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期予想
DOE	3.0％	3.0％	3.5％	3.5％	4.3％(目安)
1株当たり年間配当金	54円	57円	70円	※1　74円	※2　94円
自己株式取得	2.7億円	18.9億円	9.9億円	－	※3　20.0億円
配当性向	37%	33%	48%	43%	※2　53%
総還元性向	45%	79%	77%	43%	－

※1　2025年３月期の１株当たり年間配当金については、第157回定時株主総会において、会社提案の承認可決が前提となります。
※２　2026年３月期の１株当たり年間配当金および配当性向は予想となります。
※３　2025年４月30日に開催した取締役会にて、2025年５月７日～2026年４月28日の期間に20億円を上限とする自己株取得を決議しております。

当社では、サステナブル社会創造に貢献し続けることを最重要課題に掲げ、2023年４月からの中期経営計画最終年度（2026年度）の目標指標として、ＲＯＩＣ（投下資本利益率）8.0%（2022年度：7.9%）を設定しております。中期経営計画では、更なる成長に向けて人的資本投資・設備投資・研究開発投資をより積極的に実施し、ＲＯＩＣ目標の設定を通じて資本効率も重視した成長を目指します。2025年４月30日に公表した「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」にて示したように、設備投資では、今後も海外市場で更なる需要増が見込まれる「化粧品用機能性油剤」に対して、約86億円の新プラントを建設する計画へ見直しを行いました。これにより、中期経営計画期間（2023年度～2026年度）の設備投資総額の見通しを当初計画の120億円から160億円へ変更しております。ＤＯＥについても、当初計画の「3.5%を目安」から「4.3%を目安」に変更することにより、株主還元を更に強化しております。また、政策保有株式比率を、2026年度末までに17%以下（2022年度：約25%）に引き下げるという目標を掲げており、政策保有株式の売却によって得た資金は、財務の安定性を維持する為に必要な資金として確保しつつ、成長に向けた投資や株主還元にバランスよく配分し、当社のステークホルダーの期待に応えてまいります。

1年間で6,342,000,000円の自己株式を市場にて取得するという本株主提案は、当社株式の流動性を考慮すると現実的ではなく、また、このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の向上が停滞するおそれがあるばかりか財務の安定性を損なうおそれもあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するおそれがあるものと考えております。自己株式の取得については、当社株式の取引状況及び株価を踏まえながら、将来の成長に向けた人的資本投資・設備投資・研究開発投資等とのバランスを考慮した上で、適切な時期に実施するべきであると当社は考えております。

第５号議案　社外取締役の員数に関する定款変更の件

（１）議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第19条　当会社の取締役は、９名以内とする。 ２　（新設）	(員数) 第19条　当会社の取締役は、９名以内とする。 ２　当会社の取締役の過半数は、会社法第２条第１項第15号に規定する社外取締役とする。

（２）提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則４－８は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも３分の１以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則４－７は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役５名のうち社外取締役は２名となっており、３分の１以上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の

建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

第５号議案に対する当社取締役会の意見

（１）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対致します**。

（２）反対の理由

当社は、経営陣幹部の選定・解任及び取締役候補者並びに監査役候補者の指名等について会社の意思決定の透明性や公平性を確保する為、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会を設置しております。取締役の指名にあたっては、当社の経営環境、事業特性に照らして重視すべきスキル、経験に基づいて適正と考える人数・人物を指名報酬委員会で審議し、取締役会へ答申、決定の上、株主総会へ付議しております。

社外取締役には、当社の事業領域について豊富な知見及び経験を有する方に就任いただいており、幅広い視点で経営全般にわたり的確な助言を行っていただいております。また、当社との利害関係において高い独立性を有し、一般株主保護の観点から監督機能の強化を図っております。

当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は、当社の経営環境や事業特性等に応じた専門性を持つ最適な構成であると考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成する上での妨げとなる可能性もあると考えます。

第６号議案　譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

（１）議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2022年６月23日開催の株主総会において取締役の報酬を年額250百万円以内とすることが決議されている。これとは別枠で、2022年６月23日開催の株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式報酬として支給する金銭債権の総額は年50百万円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年100,000株以内とすることが決議されている。

今般、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記株式報酬に代えて、年額250百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の３倍相当の譲渡制限付株式を今後３年間で付与するよう設計するものとする。

（２）提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の３倍相当とされております。当社は株式報酬制度を導入しているものの、第156期(2023年４月１日から2024年３月31日）では当社の取締役（社外取締役を除く。）に年額88百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は24百万円となっており、固定報酬の27％しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約11年かかることになります。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の３～５倍、社外取締役でも報酬の１倍とするケースが大半です。弊社は当

社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

第６号議案に対する当社取締役会の意見

（１）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対致します**。

（２）反対の理由

当社は、取締役の報酬額決定に関して、経営陣幹部・取締役の業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値の増大に資する体系とする方針のもと、独立社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会で議論を進め、新たに企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度の導入を取締役会で決議の上で2022年６月の定時株主総会に諮り、承認をいただいております。同制度の導入にあたりましては、外部調査機関の役員報酬調査データを参考に、全体の報酬水準及び報酬の種類ごとの比率等を分析し、導入の妥当性を検討致しました。

当社取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、役位・職責に応じて決定される基本報酬と、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的とした業績連動賞与、及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える譲渡制限付株式報酬から構成されています。

基本報酬は、求められる役割及び責任等を勘案した上で算定しております。業績連動賞与は、連結ＥＢＩＴＤＡ（償却前営業利益）及び連結純利益の目標値に対する達成度合及び前年度実績に対する成長率、ＤＯＥ（連結純資産配当率）の実績値、管掌部門の業績及びＥＳＧ目標の進捗度合など総合的な会社貢献に関する評価をもとに算定しております。また、譲渡制限付株式の付与の為に対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額５千万円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内とし、2022年６月開催の定時株主総会にて承認をいただいております。

本株主提案による株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する報酬額を年額総額250百万円以内としており、また３年間かけて固定報酬の３倍相当の譲渡制限付株式を付与するよう設計するものとされております。

当社が導入しております報酬制度においては、評価指標等を100％達成した場合、「基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝55:35:10」を目安としております。当該目安は、当社の実情を踏まえて、短期的インセンティブ及び中長期的インセンティブをバランス良く取り入れるよう慎重に検討した結果であり、相当であると考えておりま

す。
　一方で、本株主提案は、基本報酬及び業績連動賞与とのバランスを欠き、当社の取締役報酬の基本方針から大きく乖離するものであり、過大な報酬枠であると考えます。
　また、本株主提案では社外取締役を含む全取締役に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、当社は取締役会の管理監督機能を強化することを目的として独立社外取締役を選任している観点から、譲渡制限付株式報酬制度の対象には含めない方針としております。

以　上

●株主総会会場ご案内図

日本綿業倶楽部（綿業会館）
※入口は新館南側をご利用ください。
大阪市中央区備後町２丁目５番８号

地下鉄　御堂筋線
本　町　駅下車　❶出口より徒歩７分

地下鉄　堺筋線
堺筋本町駅下車　⑰出口より徒歩５分

（公共交通機関をご利用ください。）

会社説明会のご案内

第157回定時株主総会終了後、株主の皆様への会社説明会を開催させていただきます。場所は株主総会と同じフロアを予定しております。
株主の皆様よりご意見、ご質問等をお聞かせいただき、当社の一層のご理解を深めていただければと存じます。

※大阪･関西万博の開催に伴い地下鉄中央線･御堂筋線の混雑が予想されますので余裕をもってご来場ください。

定時株主総会決議ご通知郵送廃止のお知らせ

昨年より、定時株主総会終了後に郵送させていただいております「定時株主総会決議ご通知」は、地球環境に配慮して廃止とさせていただいております。

当社ウェブサイト（https://www.nipponseika.co.jp/investors/meeting/）上に掲載致しますので、こちらにてご確認いただけますと幸いに存じます。

IRメール配信サービスのご案内

下記URL又は二次元コードよりメールアドレスを登録いただきますと、最新の適時開示やニュースリリースなどをタイムリーにご案内します。皆様のご登録をお待ち申し上げます。

《URL》
https://www.nipponseika.co.jp/investors/irmail/

《二次元コード》

株主総会出席株主様へのお土産のご提供はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。